

## 令和7年度

# =償却資産（固定資産税）申告の手引き=

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（土地、家屋以外の事業用資産）に対しても課税されます。この償却資産の所有者は、資産の多少、異動の有無にかかわらず、地方税法第383条により、毎年1月1日現在における資産の状況等を市長に対し、申告していただくことになっております。

つきましては、申告書に必要事項を記載のうえ、ご提出いただきますようお願ひいたします。

### 留意事項等

- (1) 傷却資産とは、「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（地方税法第341条）」をいいます。
- (2) 賃借人（テナント）の方が自らの事業を営むために取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）は、賃借人（テナント）の方が償却資産として申告していただく必要があります。
- (3) 正当な理由なくして申告書を提出しなかった場合は、市税条例第75条の規定により10万円以下の過料を科されることあります。
- (4) 守山市では、対象となる資産を所有されていない場合も、その旨を申告していただくようお願いしています。申告書の「18 備考」欄にチェックをし、提出ください。

---

※「受領済控え」の返送を必要とされる場合は、申告書の写し（1部）とともに申告書を提出してください。（郵送の場合は切手貼付の返信用封筒を同封してください。）

※一般申告において増加資産、減少資産の申告は、必ず所定の種類別明細書に記入してください。

---

申告書提出期限 令和7年1月31日（金）

期限近くになりますと混雑いたします。なるべく早い時期にご提出ください。

**守 山 市**

# 送付物のご案内

## 1 令和7年度償却資産申告書送付物一覧

- (1) 令和7年度償却資産（固定資産税）申告の手引き（本紙）
- (2) 令和7年度償却資産申告書

※申告に係る様式は守山市のホームページにてダウンロードしていただくことができます。

- (3) 令和6年度種類別明細書（資料用）
- (4) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

資産の名称について、漢字・カタカナ・ひらがな・英数字すべての記入が可能です。

- (5) 種類別明細書（減少資産用）

## 目次

償却資産のあらまし	1
1 償却資産とは	1
2 その他課税の対象となる資産	1
3 申告の対象とならない資産	2
4 建物附属設備・特定附帯設備に係る償却資産と家屋との区分について	2
5 国税との主な違いについて	4
6 固定資産税（償却資産）の申告について	4
7 課税標準の特例等について	4
8 実地調査等のご協力のお願いについて	6
9 減価残存率表	6
申告の方法	7
償却資産申告書記入例	8
種類別明細書（新規、増加資産）記入例	10
種類別明細書（減少資産）記入例	12

## 償却資産のあらまし

### 1 償却資産とは

「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの」（地方税法第341条）をいいます。

#### 課税の対象となる償却資産（例）

資産の種類	細　　目（例）
構　築　物	橋、軌道、貯水池、煙突、水槽、舗装路面、門、打込井戸、塀、庭園、ネオン塔、簡易物置（基礎のないもの）、その他土地に定着する土木設備、アスファルトの舗装等
機械及び装置	電気機械、化学機械、土木機械、建設機械、印刷機械、医療用機械、工作木工機械、運搬設備（コンベアー巻上機、起重機等）、冷房用（ボイラー燃焼装置、冷凍機等）の付属機械、その他部品の製造、加工、修理等に使用する機械及び装置等
車両及び運搬具	自転車、荷車、手押車、構内運搬車、フォークリフト、ブルドーザー、パワーショベル等の大型特殊自動車（自動車税または軽自動車税が課されるものを除く）等
工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、放送設備、応接セット、テレビ、マネキン人形、陳列ケース、冷蔵庫、看板、事務用備品、その他切削工具、測定工具、取付工具、鍛圧工具、雑工具等

### 2 その他課税の対象となる資産

次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 薄外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産
- (3) 償却済資産（耐用年数を経過し、減価償却をし終えて、残存簿価である1円が計上されている資産）
- (4) 資産の所有者が他の者に貸し付けている資産
- (5) 割賦購入資金で割賦金の完済をしていない資産
- (6) 赤字決算のため減価償却を行っていないものであっても本来減価償却が可能な資産
- (7) 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- (8) 清算中の法人が、自ら清算事務に供している資産および他の事業者に貸し付けている資産
- (9) 道路運送車両法上の大型特殊自動車  
〔ロードローラ、タイヤローラ、ロードスタビライザ、タイヤドーザ  
スクレーパ、ショベルローダ、ホイルクレーン、ポールトレーラ  
キャタピラを有する自動車、特殊けん引車等の特殊自動車など〕
- (10) 租税特別措置法の規定により中小企業等が一括償却を行った取得価格が30万円未満の資産（即時償却）

### 3 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（例：小型フォークリフト等）
- (2) 無形固定資産（例：鉱業権、漁業権、特許権、アプリケーションソフトウェア等）
- (3) 棚卸資産（商品、貯蔵品）
- (4) 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- (5) 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した資産で、耐用年数が1年未満またはその取得価格が10万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入するものおよび、20万円未満の減価償却資産で事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの ※貸付の用に供した資産を除く
- (6) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンス・リース取引に係るリース資産）で、取得価格が20万円未満のもの

（参考）償却方法と取得価額による課税対象の一覧

30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか)		
20万円未満	法人税法第64条の2第1項・ 所得税法第67条の2第1項に規定する リース資産 (20万円未満)	3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項、 所得税法施行令第139条第1項)	個別に減価償却しているもの
10万円未満		一時に損金算入 (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)	

■ 課税の対象となる資産      □ 課税の対象とならない資産

### 4 建物附属設備・特定附帯設備に係る償却資産と家屋との区分について

- (1) 建物附属設備について（構築物として申告してください）

自己所有の家屋に取り付けた建物附属設備は、家屋と構造上一体となっているものについて、家屋として取り扱われますが、家屋から独立した機器や単に移動や転倒を防止する程度に家屋に取り付けられたものは償却資産として取り扱われます。

ただし、工場内で製造用機械を動かすための配電設備や配管設備等、特定の生産または業務用の設備については償却資産として取り扱われます。

- (2) 特定附帯設備について（構築物として申告してください）

家屋の所有者と異なる方（賃借人）が、貸しビルや貸し店舗等に、自らの事業のために取り付けた電気設備やガス設備、内装等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備については、区分に関わらず賃借人の方が償却資産として申告してください。

具体例

設備区分	償却資産に含めるもの	家屋に含めるもの
変電設備	屋外配線、変圧設備、工業用変電送電設備、配電 等	屋内配線 等
照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、電光ニュース、電気スタンド、電気サイン設備 等	屋内照明設備、配分電盤 等
自家発電設備	変電器、発電機、蓄電機 等	
中央監視制御設備	各種記録計、指示計、監視制御盤、配線、その他中央監視制御装置室設備一式	
電話設備	交換機、電話機、電源 等	配管および配線 等
呼出信号設備ならびに拡声装置	インターホン、マイクロホン、拡声機增幅器、混声器、演奏器 等	電鈴、ブザー、配管および配線等
電気時計設備	親時計、子時計、配線盤、充電器、蓄電池、タイムレコーダ、オルゴール時計装置 等	配管および配線 等
冷暖房設備	独立煙突および煙道、ルームエアコン、パッケージエアコンディショナー（冷却塔およびダクトを含む）等	家屋と構造上一体となった空調設備一式 等
換気設備	扇風機、工業用送風装置 等	換気扇、ベンチレーター 等
給排水設備	井戸、水道本管、屋外給水設備、屋外排水設備等	屋内のもの
給湯設備	湯沸器、局所式給湯器、局所式給湯ボイラーおよび付属品 等	中央式給油設備のボイラー・貯湯槽配管 等
ガス設備	屋外供給本管、メーター、各種ガス器具 等	屋内配管、排気筒、カラン 等
消火設備	ホース、ノズル、各種消火器設備 等	屋内の消火栓・スプリンクラー、ドレンチャヤー 等
運搬設備	ベルトコンベア 等	リフト、エレベーター 等
サービス設備	厨房設備、洗濯設備 等	造りつけの厨房設備 等
劇場特殊設備	固定椅子、昇降・回転設備、スクリーン、移動性の舞台装置、映写設備 等	造りつけのもの
銀行・店舗等の設備	営業台、商品販売台、陳列棚、スクリーン、カウンター 等	夜間金庫、大型金庫扉 等
店舗および事業用造作設備	賃借人（テナント）が賃借建物に施した建築設備、内部造作 等	家屋と構造上一体性の強いもの等
その他の	門、塀、庭園 等	避雷設備一式 等

## 5 国税との主な違いについて

項目	償却資産の取扱い	国税の取扱い
償却計算の基準	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	固定資産評価基準に定める減価率 ※法人税法等の旧定率法で用いる減価と同率	定率法、定額法の選択制度 ※建物については定額法
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
耐用年数の短縮	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価格の5%	1円（備忘価格）
改良費	区分評価 (改良が加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分、一部合算も可

## 6 固定資産税（償却資産）の申告について

区分	説明
納税義務者	令和7年1月1日現在における償却資産の所有者
申告書の提出先	守山市役所 総務部税務課 資産税係
申告書の提出期限	令和7年1月31日（金）
提出部数	1部（「受領済控え」の返送を必要とされる場合は、申告書の写し（1部）とともに申告書を提出してください。） ※郵送の場合は切手貼付の返信用封筒を同封してください。
免税点	課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。 (免税点に満たない場合でも必ず申告してください。)
税率・税額	税率は100分の1.4です。税額は課税標準額×税率で算定します。 課税標準額（千円未満切捨て）×税率（1.4%）=税額（百円未満切捨て）

※内容修正や申告漏れ等の場合の課税に関しては、申告された年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし地方税法第17条の5第5項の規定により最大5年を限度とします。

## 7 課税標準の特例等について

### （1）課税標準の特例について

ア 地方税法第349条の3および法附則第15条等に規定する一定の要件をそなえた償却資産に対しては、税負担の軽減を図るため、課税標準の特例が認められています。この特例が適用される主な償却資産は送電設備や公害の発生を抑止、もしくは著しく減少させる機械、その他の生産設備などが対象となっています。

イ また、地方税法に基づき、地方公共団体が自主的に判断し条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されています。これに伴い地方税法および市税条例で次の資産について課税標準の特例割合を定めています。

対象資産	取得期間	特例率	適用期限	地方税法
水質汚濁防止法に規定する污水または廃液の処理施設	令和4年4月1日～令和8年3月31日	課税標準額を1／2に軽減	期限なし	附則 第15条第2項第1号
公共下水道に係る除害施設	令和4年4月1日～令和8年3月31日	課税標準額を4／5に軽減	期限なし	附則 第15条第2項第5号
再生可能エネルギー発電設備 ・太陽光発電（出力1000kw未満） ・風力発電（出力20kw以上） ・地熱発電（出力1000kw未満） ・バイオマス発電（出力10000kw以上20000kw未満）	令和2年4月1日～令和8年3月31日	課税標準額を2／3に軽減	3年間	附則 第15条第25項第1号
再生可能エネルギー発電設備 ・特定太陽光発電（出力1000kw以上） ・特定風力発電（出力20kw未満） ・特定水力発電（出力5000kw以上）	令和2年4月1日～令和8年3月31日	課税標準額を3／4に軽減	3年間	附則 第15条第25項第3号
再生可能エネルギー発電設備 ・特定水力発電（出力5000kw未満） ・特定地熱発電（出力1000kw以上） ・特定バイオマス発電（出力1000kw未満）	令和2年4月1日～令和8年3月31日	課税標準額を1／2に軽減	3年間	附則 第15条第25項第4号
バイオマス発電設備（出力10000kw以上20000kw未満） ※一般木質・農作物残さ区分に該当するものに限る。	令和6年4月1日～令和8年3月31日	課税標準額を6／7に軽減	3年間	附則 第15条第25項第2号
家庭的保育事業／居宅訪問型保育事業／事業所内保育事業（利用定員5人以下）に係る固定資産	平成29年4月1日～	課税標準額を1／3に軽減	期限なし	第349条の3 第27項／第28項／第29項
中小企業者等が先端設備等導入計画の認定を受け、計画に従つて取得した先端設備等	令和5年4月1日～令和7年3月31日	課税標準額を1／2に軽減	3年間	附則 第15条44項
		※賃上げ方針を計画的に位置づけて従業員に表明した場合		
		課税標準額を1／3に軽減	・令和6年3月末までに対象資産を取得した場合：5年間 ・令和7年3月末までに対象資産を取得した場合：4年間	

該当する資産を所有されている方は、申告書に所管する主務官庁等の証明書の写し、届出書の写しまたは仕様書等の写しを添付して申告してください。なお、対象となる資産等の詳細については税務課資産税係までお問い合わせください。

(2) 短縮耐用年数について

法人税法施行令第57条または所得税法施行令第130条の規定による短縮耐用年数の適用を行った資産がある場合は、国税局長が承認した通知書の写しを申告書に添付してください。

## 8 実地調査等のご協力のお願いについて

地方税法第408条の規定により、償却資産の評価等のためにお問い合わせをさせていただくことや、実地調査（立会調査）にお伺いすることがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

## 9 減価残存率表

【固定資産税における耐用年数が40年までの減価残存率表】

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中 取得分	前年前 取得分			前年中 取得分	前年前 取得分
		r	(1-r/2)			(1-r)	(1-r)
1	-			21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944

## 申告の方法

所定の申告用紙により申告していただいた資産の明細（取得年月日、取得価格、耐用年数等）に基づき課税を行います。

### 1 本年度（令和7年度）、初めて申告される方

#### 全資産を申告してください

申告対象	令和7年1月1日現在、守山市内に所有する全ての償却資産
提出書類	① 債却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）

※減価償却資産の内訳のわかる資料（固定資産台帳または減価償却資産明細書）の提出もお願ひいたします。

### 2 前年度（令和6年度）以前から申告をされている方

#### 資産の増減を申告してください

申告対象	① 前年中（令和6年1月2日～令和7年1月1日）の増加資産および減少資産 ② 前年度まで申告漏れとなっていた資産（別添の前年度課税明細書に記載されていない資産）
提出書類	① 債却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用） 前年中に増加した資産および前年度資産一覧表に記載もれの資産を全て記入してください。 ③ 種類別明細書（減少資産用） 前年中に減少した資産を全て記入してください。また、前年度の資産の一覧表にプリントされている資産で種類、取得価格、耐用年数等、内容に変更あるいは誤りがある場合は修正して記入してください。

※電算処理による申告をされている場合は資産一覧表の送付はいたしません。

#### 償却資産の電子申告（e L T A X）について

守山市では、償却資産の申告について地方税共同機構の地方税ポータルシステム：e L T A X（エルタックス）による電子申告が可能です。e L T A Xを利用するためには、利用届けや専用ソフトが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

電話番号	0570-081459 全国一律市内通話料金 (上記電話番号につながらない場合：03-5521-0019 通常通話料金)
受付日	月～金（土・日・祝日、年末年始を除く）
受付時間	9:00～17:00

# 償却資産申告書記入例

提出する日にちを記入してください。

- 具体的に金属加工機械製造、喫茶店、鮮魚小売業等 内容がよくわかるように記入してください。
- 二つ以上の事業を行っている場合には、最も主な事業名を記入してください。

受付印	令和7年1月11日 滋賀県守山市長 森中 高史 様
-----	---------------------------------

令和7年  
償却資産申告書（償却）

所 有 者	1 住 所 <small>〔又は納税通知書送達先〕</small>	〒 524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 (電話 077-582-1115)	3 個人番 は法人
	2 氏 名 <small>〔法人にあつてはその名称及び代表者の氏名〕</small>	もり 守 山 太 郎 (屋号 守山建設 )	4 事 業 (資本等の)
			5 事業開始
			6 この申告に 者の係及び
			7 税理士等

資産の種類	取 得 値		
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの
1 構築物	230,000		968
2 機械及び 装 置	1,125,000	170,000	
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車両及び 運搬具	750,000		2,246
6 工具、器具 及び備品	310,600	43,000	477
7 合 計	2,415,600	213,000	3,691

資産の種類	※評価額 (示)	※決定価格
1 構築物		
2 機械及び 装 置		
3 船 舶		
4 航 空 機		
5 車両及び 運搬具		
6 工具、器具 及び備品		
7 合 計		

## 第26号様式記載要領

「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（番号法第2条第15号に規定する法人番号をいう。）を記入して記載すること。

年度		守山市内において事業を開始した年月日を記入してください。		法人税施行令第57条第1項または所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当するほうを○で囲んでください。	
<b>却資産課税台帳)</b>		※ 所有者コード		第二十六号様式 提出用・控え用	
		1 2 3 4 5 6 7			
号又 番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0	8 短縮耐用年数の承認 有・無			
		9 増加償却の届出 有・無			
種目 金額)	土木工事業 ( 3 百万円 )	10 非課税該当資産 有・無		法人税法施行令第60条または所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届け出を行っている資産の有無について該当するほうを○で囲んでください。	
		11 課税標準の特例 有・無			
年月	昭和55年9月	12 特別償却又は圧縮記帳 有・無			
応答する 氏名	守山太郎 (電話 077-582-1115)	13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法			
の氏名	滋賀花子 (電話 077-583-2525)	14 青色申告 (有)・無		租税特別措置法の規定による特別償却および法人税法または所得税法の規定による圧縮記帳の有無について該当するほうを○で囲んでください。	
額					
(イ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ))	(イ)			
3,000	<b>1,198,000</b>				
	<b>955,000</b>				
6,000	<b>2,996,000</b>				
7,000	<b>744,600</b>				
,000	<b>5,893,600</b>				
(ハ)	*課税標準額 (ト)	17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有)・借家			
		(有・無)			
		18 備考 (添付書類等)			
該当項目がある場合はチェックください(複数可)					
<input type="checkbox"/> 該当資産なし <input checked="" type="checkbox"/> 前年度より増減なし <input type="checkbox"/> 市内事業所なし <input type="checkbox"/> 解散・廃業・合併等 ( 年 月 日 )					
※こちらの記載は必要ありません。ただし電算処理により全資産申告を行う場合は、「評価額(ホ)」、「決定価格(ヘ)」、「課税標準額(ト)」を記載してください。					

# 種類別明細書（新規、増加資産）記入例

新規に申告される方は全資産を記入してください。  
前年度申告している方は、増加した資産のみ記入してください。

年号  
1. 明治  
2. 大正  
3. 昭和  
4. 平成  
5. 令和

令和7年度

## 種類別明細書(増加)

申告者の所有者コードを記入してください。

所有者コード	
1234567	

資産の種類  
1. 構築物  
2. 機械及び装置  
3. 船舶  
4. 航空機  
5. 車両及び運搬機  
6. 工具、器具及び備品

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		
					年号	年	月
01	6		応接セット	1	5	6	9
02	5		「フルトーサ」	1	5	6	7
03	1		舗装路面	1	5	6	2
04	6		テレビ	1	5	6	2
05							
06							
07							
08			この欄は記入しないでください				
09							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
小計							

注意「増加事由」の欄は、1. 新品取得、2 中古品取得、3. 移動

- ・漢字、カタカナ、ひらがな、英数字で左の方から記入してください。
- ・濁点、半濁点は1つの枠を使ってください。

## 資産・全資産用)

(イ) 取得価額	(ア) 耐用年数	(イ) 減価残存率	(イ) 価額	(イ) 課税標準額	※ 課税標準額	増加事由	摘要	1 枚のうち
								1 枚 目
247000	8	0.				①・2 3・4		
2246000	4	0.				1・2 3・4		
968000	10	0.				①・2 3・4		
230000	5	0.				①・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
						1・2 3・4		
3691000								

第

十六号様式別表一  
(提出用)

該当する箇所を○で  
囲んでください。

1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他 (前年度申告もれ等)

お願い

コンピュータで処理  
しますので、漢字・  
カタカナ・ひらがな・  
英数字は一字ずつ枠  
の中についてねいに記  
入してください。

による受入れ、4. その他のいずれかに○印をつけてください。

- ・このページの取得価額の合計を記入  
してください。
- ・この小計が償却資産申告書の前年中  
に取得したものとの合計欄と一致しま  
す。

# 種類別明細書（減少資産）記入例

減少、または修正する資産を記入してください。

## 種類別明細書（減少）

令和7年度			資産の名称等	数量	取得年月		
行番号	資産の種類	抹消コード			年号	年	月
		1234567					
01	2	17					
02	6	34					
03	6	39					
04	2	43					
05	2	40046	電機ノコギリ				
06	6	59001027					
07	2	60012036					
08							
09							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
			小計				
1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶			4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品			該当する箇 1. 売却 2. 減失 3. 移動 4. その他	

申告者の所有者コードを記入してください。

同封の令和6年度種類別明細書の資産の種類および資産コードを記入してください。

資産の名称に誤りおよび変更がある場合のみ記入してください。

取得年月日に誤りがある場合のみ記入してください。  
年号  
1. 明治  
2. 大正  
3. 昭和  
4. 平成  
5. 令和

数量に誤りがある場合のみ記入してください。  
<例>数量を7に訂正する場合

## 資産用)

所 著 者 名			1 枚のうち
守 山 太 郎			1 枚 目

(4) 取 得 値 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分		摘要欄
			1 売却	2 滅失	
120,000			①・2・3・4	①・2	例① ←
63,000			1・②・3・4	1・②	例② ←
△ 20,000			1・2・3・④	1・2	増 加 例③ ←
			1・2・3・④	1・2	
50,000			1・②・3・4	1・②	例④ ←
			1・2・3・④	1・2	
			1・2・3・④	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
213,000					

第  
二  
十六  
号  
様  
式  
別  
表  
二  
(提  
出  
用)

お願い  
コンピュータで処理  
しますので、漢字・  
カタカナ・ひらがな・  
英数字は一字ずつ枠  
の中についてねいに記  
入してください。

### 減少の事由及び区分の記入例

#### 全部減少

〈例①〉 前年度の資産一覧表の取得  
価額120,000円の資産を全部  
売却した場合  
取得価額120,000円分を記入、  
減少の事由は1、区分は1を  
○で囲んでください。

#### 一部減少

〈例②〉 前年度の資産一覧表の取得  
価額200,000円のうち取得価  
額63,000円を滅失した場合  
修正前取得価額 200,000円  
修正後取得価額 137,000円  
今回減少分 63,000円  
を記入  
減少の事由は2、区分は2を  
○で囲んでください。

#### 一部增加（価額修正）

〈例③〉 前年度の資産一覧表の取得  
価額230,000円で250,000円が  
正しい場合  
正しい取得価額 250,000円  
修正前取得価額 230,000円  
今回取得価額 20,000円  
を記入  
減少の事由は4を○で囲んで  
ください。  
摘要欄には「増加」と記入し  
てください。

#### 一部減少（価額修正）

〈例④〉 前年度の資産一覧表の取得  
価額270,000円で220,000円が  
正しい場合  
修正前取得価額 270,000円  
正しい取得価額 220,000円  
今回修正（滅失） 50,000円  
を記入  
減少の事由は2、区分は2を  
○で囲んでください。

- ・このページの減少・修正分の取得  
価額の差引合計額を記入してく  
ださい。
- ・この小計が償却資産申告書の前  
年に減少したものとの合計欄と一  
致します。



提出先 ・ 問い合わせ先	守山市総務部税務課資産税係 〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号 TEL (077) 582-1115 (直通) zeimu@city.moriyama.lg.jp
--------------------	--

この手引きは再生紙を使用しています。

〒524-8585  
滋賀県守山市吉身二丁目5番22号  
守山市役所  
総務部税務課資産税係 あて  
(償却資産申告書在中)

郵送する際に切り取って  
宛名としてご利用ください。